

報道関係者 各位

令和 7 年 6 月 2 0 日（金）

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部

需給調整事業第二課

課 長 高 橋 邦 彦

課長補佐 佐 藤 政 行

電話 052-685-2555

労働者派遣事業及び職業紹介事業等に係る令和 6 年度

指導監督状況並びに令和 7 年度指導監督方針

愛知労働局（局長：小林 洋子）は、労働者派遣事業及び職業紹介事業等に係る令和 6 年度の指導監督状況並びに令和 7 年度の指導監督方針を取りまとめました。

1 令和 6 年度指導監督状況 概要

- 1 事業主に対して行政処分を実施（P 2 の項目 1（1）を参照）
派遣元事業主 1 社に対して労働者派遣事業改善命令を行いました。
- 2, 0 0 2 事業所に対して指導監督を実施（P 2 の項目 1（2）を参照）
労働者派遣事業、職業紹介事業等に係る指導監督を実施した事業所のうち、1, 2 0 1 件の文書指導（是正指導）を行いました。
- 「労働者派遣事業・請負事業適正化研修会」等の集団指導を実施（P 6 の項目 1（3）を参照）
「労働者派遣事業・請負事業適正化研修会」を昨年度に引き続き、YouTube の限定配信による WEB 形式で開催の他、各種セミナー等を計 148 回実施し、9,011 名が受講しました。

2 令和 7 年度指導監督方針 概要（P 7 の項目 2 を参照）

労働者派遣事業、職業紹介事業、及び募集情報等提供事業を営む雇用仲介事業者に対する、的確な指導監督を実施いたします。

1 令和6年度指導監督実施状況

(1) 行政処分の実施状況

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

《処分日：令和7年3月10日》

【事案の概要】

A社は、令和7年2月4日付けで労働者派遣法第50条に基づき、労働者派遣事業の運営上必要な書類の報告を求めたにもかかわらず、報告期限までにこれを提出することなく、労働者派遣法の規定に基づく命令の規定に違反し、また、労働者派遣法に基づく適正な労働者派遣事業の運営の確保及び派遣労働者の保護が十分に行われているとは認められないことから、労働者派遣事業改善命令を行った。

(2) 指導監督の実施状況

項 目		令和6年度	令和5年度	前年度比（差）
①指導監督事業所数（調査を行った件数）		2,002	1,913	4.7%
労働者派遣事業	派遣元	1,547	1,485	4.2%
	派遣元	1,100	1,197	△ 8.1%
	不更新・廃止	44	21	109.5%
	派遣先	403	267	50.9%
	請負・委託関係	38	24	58.3%
	受託者	15	7	114.3%
	発注者	23	17	35.3%
	職業紹介事業等（※1）	417	404	3.2%
	うち不更新・廃止	16	23	△ 30.4%
	②文書指導を行った事業所数（※2）	1,201	1,234	△ 2.7%
労働者派遣事業	派遣元	1,026	1,051	△ 2.4%
	派遣元	786	871	△ 9.8%
	派遣先	240	180	33.3%
	請負・委託関係	30	23	30.4%
	受託者	10	6	66.7%
	発注者	20	17	17.6%
	職業紹介事業等	145	160	△ 9.4%

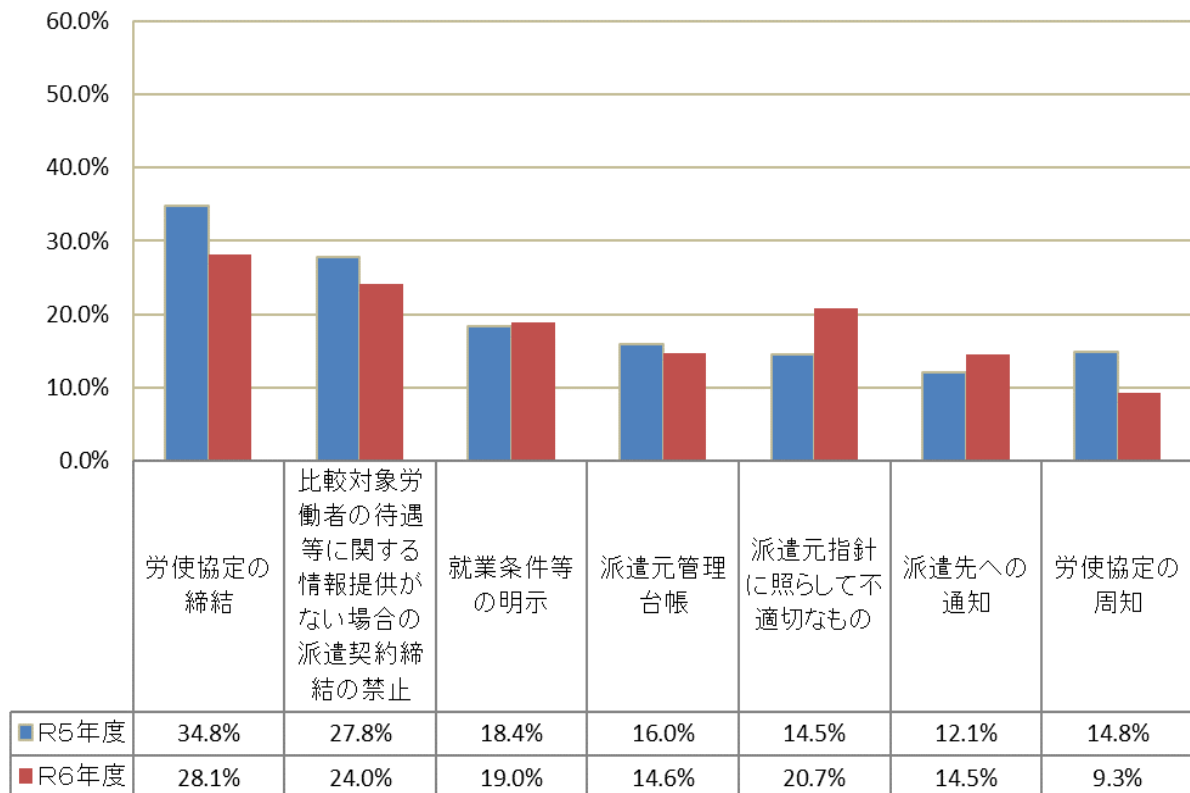
※1 有料・無料職業紹介事業及び求人者、募集情報等提供事業者

※2 派遣元・派遣先指針等に係る指導助言を含めて計上

① 主な文書指導事項【労働者派遣事業】

(ア) 派遣元

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合
(文書指導事項が複数ある場合は、重複計上)



□ 労使協定の締結（労働者派遣法第30条の4第1項）

- ・ 必要な記載事項が記載されていない（派遣労働者の賃金の決定事項、公正な評価に基づく賃金の決定、賃金を除く待遇の決定の方法、段階的かつ体系的な教育訓練 等）

□ 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供がない場合の派遣契約締結の禁止

（労働者派遣法第26条第9項）

- ・ 派遣先から比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報提供を受けずに労働者派遣契約を締結している

□ 就業条件等の明示（労働者派遣法第34条）

- ・ 法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日、社会保険に加入しない場合はその理由 等）

□ 派遣元管理台帳（労働者派遣法第37条第1項）

- ・ 法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）

□ 派遣元指針に照らして不適切なもの

- ・ 派遣元は、派遣先から法定項目を具備した派遣労働者の就業状況の報告を求め、労働者派遣契約に定められた就業内容が的確に行われているのかを確認する必要があるが、派遣先に対しそれらを適切に行っていない
- ・ 労働者派遣に関する情報の提供をインターネットの利用により行っていない

□派遣先への通知（労働者派遣法第 35 条第 1 項）

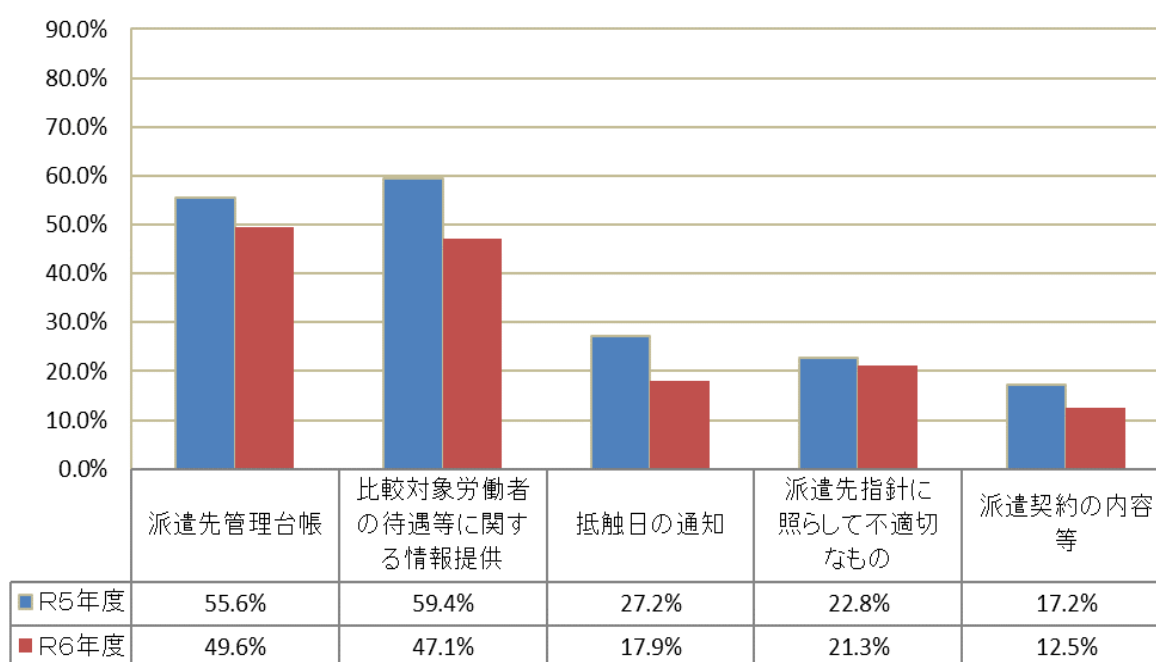
- ・ 法定項目を通知していない（派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否かの別 等）
- ・ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届が行政機関に提出されていることを派遣先に通知するとき、被保険者証の写し等の加入させていることが分かる資料を派遣先に提示又は送付していない

□労使協定の周知（労働者派遣法第 30 条の 4 第 2 項）

- ・ 締結した労使協定を雇用する労働者に周知していない（派遣労働者以外に周知していない、書面の交付等により周知していない 等）

（イ）派遣先

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合
（文書指導事項が複数ある場合は、重複計上）



□派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）（労働者派遣法第 42 条）

- ・ 法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が 60 歳以上であるか否かの別 等）
- ・ 派遣元事業主に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない

□比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 7 項）

- ・ 派遣元事業主に対し、あらかじめ、比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報を提供していない

□抵触日の通知（労働者派遣法第 26 条第 4 項）

- ・ 派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない

□派遣先指針に照らして不適切なもの

- ・ 労働・社会保険へ加入していない理由が適正でないと考えられる場合に、派遣元事業主に

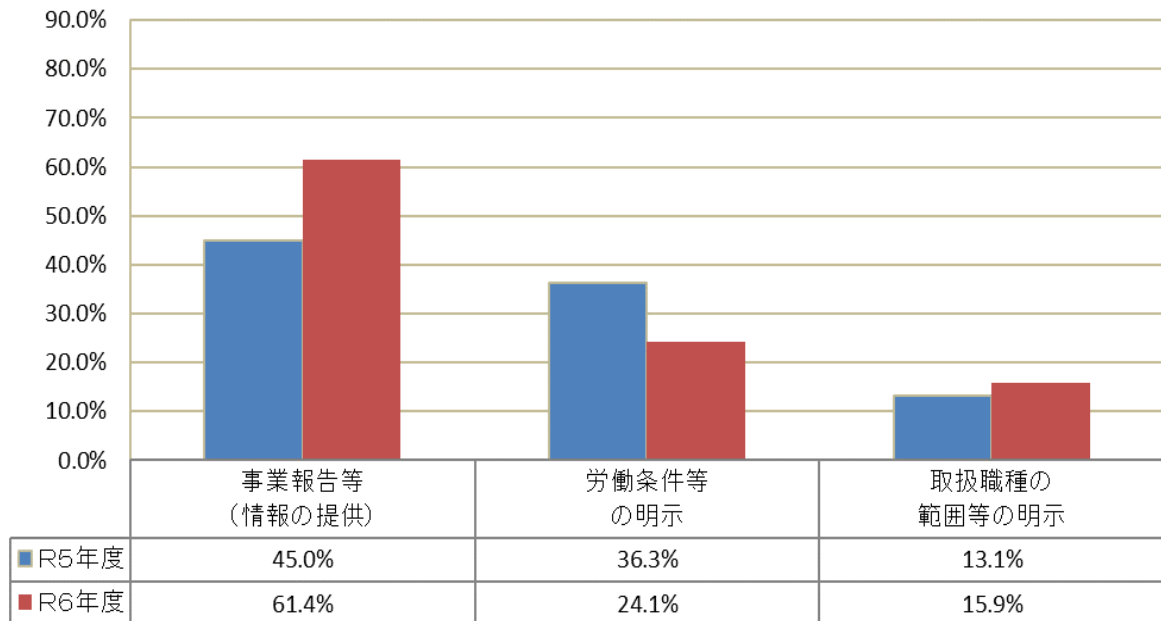
対して労働・社会保険に加入させてから派遣するように求めている

□派遣契約の内容等（労働者派遣法第 26 条第 1 項）

- ・法定項目が記載されていない（業務に伴う責任の程度、派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か 等）

② 主な文書指導事項【職業紹介事業】

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合
(文書指導事項が複数ある場合は、重複計上)



□事業報告等（情報の提供）（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）

- ・人材サービス総合サイト（※1）への情報掲載をしていない（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供）

□労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）

（職業安定法第 5 条の 3 第 1 項）

- ・法定項目が明示されていない（残業、休日出勤 等）
- ・労働条件等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

□取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者に対する業務運営の内容の明示）

（職業安定法第 32 条の 13）

- ・法定項目が明示されていない（苦情処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）
- ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

（※1）厚生労働省が運営するサイトで、労働者派遣事業・職業紹介事業等の許可・届出事業一覧をはじめ、各種制度の周知や最新情報の提供を行っている。

(3) 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	実施回数（回）	受講者数（人）
① 労働者派遣事業・請負関係	99	8,441
ア 需給調整事業部各種講習会	77	1,089
・ 労働者派遣事業新規許可事前講習会	23	81
・ 労働者派遣事業主許可証交付説明会	23	484
・ 派遣労働者等セミナー	31	524
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会 （YouTube の限定配信によるWEB形式）	2	4,560
ウ その他（事業主団体会合への講師派遣等）	20	2,792
② 職業紹介事業関係	49	570
ア 需給調整事業部各種講習会	46	504
・ 職業紹介事業新規許可事前講習会	23	88
・ 職業紹介事業主許可証交付説明会	23	416
イ その他（事業主団体等への講師派遣等）	3	66
計	148	9,011

2 令和7年度指導監督方針

(1) 労働者派遣事業関係

平成30年改正労働者派遣法により、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇差が生じないように、派遣元事業主は、公正な待遇を確保するための措置を講ずることとされているため、昨年度に引き続き、派遣労働者の同一労働同一賃金の履行確保に向けた指導監督を実施します。

また、派遣労働者を禁止業務に従事させる事案、無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける事案やいわゆる偽装請負等の問題が認められる事案については、速やかな是正指導を図るとともに、重大な法違反には行政処分を含め厳正に対処します。

なお、労働者派遣契約の中途解除や不更新の事案が生じた場合、労働者派遣法に基づき、同一の派遣先における雇用安定措置の義務等を果たすよう、厳正な指導監督に取り組む等、派遣労働者の雇用維持のための指導等を実施します。

(2) 職業紹介事業関係

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正され、有料職業紹介事業者はインターネットを利用して紹介手数料の実績を公開すること及び違約金規約を設けて

いる場合は求人者に誤解が生じないよう分かりやすい明示をすることが必要義務となったことから、あらゆる機会を捉えて制度の周知徹底を図ってまいります。

また、医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの就職者の短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、昨年度に引き続き「医療・介護・保育求人者向け特別相談窓口」を設置し、丁寧な相談対応に努めるとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合は、速やかに指導監督を実施します。

(3) 募集情報等提供事業関係

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正され、募集情報等提供事業を行う者による労働者になろうとする者への金銭等の提供禁止や、違約金規約を設けている場合は労働者の募集を行う者に誤解が生じないよう分かりやすい明示が義務となったことから、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施するとともに、法令等違反の疑いのある事業者を確認した場合には、速やかに指導監督を実施します。

(参考) 労働者派遣事業所数及び職業紹介事業所数の推移

	6年度	前年度比	5年度	4年度	3年度	2年度
労働者派遣事業	3,608	△ 0.7 %	3,634	3,608	3,567	3,672
職業紹介事業計	2,520	3.3 %	2,440	2,321	2,221	2,156
有 料	2,302	3.5 %	2,225	2,118	2,027	1,963
無 料	218	1.4 %	215	203	194	193